

〔事案 26-61〕 転換契約無効等請求

・平成 27 年 3 月 9 日 裁定不調

＜事案の概要＞

医療保障を新たに付加するつもりで手続きしたが、実際には契約転換であったことを理由に、転換契約の取消し、あるいは損害賠償を求めて申立てがあったもの。

＜申立人の主張＞

平成 22 年 12 月に、80 歳時の満期保険金が 500 万円の養老保険から利率変動型積立保険に契約転換した。

しかし、以下の理由により、転換後契約を取消し、もとの養老保険に戻してほしい。

- (1) 養老保険の契約内容を説明に訪れた募集人から、医療保険を充実させること、保険料を減額すること等の提案を受けていたので、養老保険にプラスして医療保障が厚くなると認識していた。
- (2) 募集人からは、養老保険が消滅する点について説明がなかったため、転換後も養老保険の満期保険金を受領できるものと誤認していた。

＜保険会社の主張＞

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、設計書やご契約のしおり等を使用し、養老保険が消滅し満期保険金を受領できない点について説明したとのことであり、また意向確認書においても契約転換により満期保険金を受領できなくなる点について了承した旨の申告が確認されている。
- (2) 仮に申立人に誤認があったとしても、申立人には重大な過失が認められる。

＜裁定の概要＞

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、申立人の子供、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第34条1項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、同規程第38条2項にもとづき、裁定不調として裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、養老保険の満期保険金 500 万円を受け取ることを楽しみにしていたにもかかわらず、あえて不利な契約に転換する動機はないことを理由に、以下の 4 点を求めているものと判断する。

- (1) 消費者契約法 4 条 2 項にもとづく説明義務違反（主張①）
- (2) 民法 95 条にもとづく錯誤無効（主張②）
- (3) 適合性原則違反（主張③）

2. 主張①について

- (1) 説明義務とは、契約にあたり、一般人において契約締結意思を決定するうえにおいて、重要な事実を告げなければならないことを意味するが、この説明は必ずしも口頭でなされる必要はなく、内容によっては文書でなされれば足りる。
- (2) 申立人が口頭で説明をうけたか否かには争いがあるが、事情聴取に同席した申立人の子供

は、2回目の面談の際に設計書を見たと供述しており、受領を証する書面も作成されているので、説明時に設計書が交付されているものと推認できる。そして、設計書を交付したのであれば、設計書を用いて説明が行われたと考えることが合理的である。

設計書によると、「現在の契約」と「ご提案プラン」が記載され、どのように変更するのかがわかりやすく説明され、「現在の契約」には満期保険金の記載があり、「ご提案プラン」には明確に「満期保険金はありません」との記載がある。したがって、新しい契約では満期保険金が無いことは一見して明らかである。

- (3) 申立人は、この記載は旧来の保険はそのままに新しい保険を付加するものと思った旨主張するが、このような誤解をするとは思えず、説明義務違反の主張を認めることはできない。

3. 主張②について

- (1) 申立人の供述以外に、契約時、申立人に錯誤があったと認定できる証拠はない。
- (2) 上記のとおり、設計書には変更内容がわかりやすく記載されており、単なる追加契約でないこと、利率変動型積立保険が満期保険金のない保険であることは、わずかな注意によって容易に知り得ることであることからすれば、申立人に重大な過失があったと思われる。
- (3) よって、民法 95 条ただし書きにより、申立人から無効を主張することはできない。

4. 主張③について

- (1) 利率変動型積立保険は、年齢を考えると適合性に反する契約内容ではなく、70 歳の年齢にある申立人が十分な判断ができない内容のものとはいえない。
- (2) 適合性原則に違反する場合の法的効果は、申立人の求めている契約の無効または取消しの法的根拠となるものではないことから、適合性原則違反の主張を認めることはできない。

5. 和解について

- (1) 申立人は、契約の際、申立人の子供への説明を希望する旨の書面に署名しており、募集人はこの申立人の希望に可能な限り応ずる必要がある。しかし、事情聴取の結果、同席した申立人の子供は、説明を全部聞いたのではなく、しばしば席を外したという事実が認められる。これは、募集人としては申立人の意思を尊重し、同席者が十分に説明を聞ける場所、時間に変更して説明をすることも可能であったと考えられる。仮に同席者が十分な説明を受けていれば、本件紛争は回避できたと思われ、募集人の対応は必ずしも適切であったとはいえない。
- (2) 募集にあたっては、会社は契約者等の保護のために注意喚起情報その他の文書を用意しているが、本件においてこれを十分に利用して契約者の利益保護がはかられたのか疑問である。かかる書類は単に形式的に整えるべきものではなく、契約者の十分な理解を得られたことを確認する必要があるが、とくに重要事項説明書は申込書署名後に交付説明されている。かかる文書は契約の意思形成のために重要なものであり、申込書記載前に交付、説明されることが予定されているものである。